

## 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 日本版 ISA について

日本版 ISA が、2014 年より導入される予定です。日本版 ISA とは、イギリスで、普及している ISA (Individual Savings Account) をモデルにした制度です。

イギリスでは、国民の約 4 割が ISA を利用し、資産形成、貯蓄として普及しているとのことであります。我が国では、日本全体 (Nippon) で、ISA の普及・定着に取り組むという趣旨から、「NISA (ニーサ)」という愛称で呼ぶことが決まりました。

NISA では、2014 年から 2023 年までの 10 年間の各年で投資した年間 100 万円までの投資額について、最長 5 年間、配当・分配金や譲渡賦が非課税となります。

非課税の対象となるのは、NISA (非課税口座) として新たに開設した口座で保有している上場株式、公募株式投資信託の配当・譲渡所得等に限定されます。この口座は、現時点では、一人あたり一口座しか開設できないことになっています。

各年 100 万円までの投資が可能で、非課税期間 (5 年間) の途中で売却することも可能ですし、保有し続けることも可能です。保有し続ける場合には、NISA 以外の口座に移管することもできますし、NISA 口座に継続して保有することもできます。NISA 以外の口座に移管する場合には、移管時点での時価で移管したことになります。

最後に注意しなければならない点として、この口座で譲渡損失が発生した場合には、NISA 口座以外で発生した譲渡益と損益通算や繰越控除することはできないということです。この日本版 ISA という制度は、右肩上がりの株価を前提に設計されているように思えてなりません。この制度の期限である 2023 年に国民の約 4 割が塩漬け株を保有しているという結果にならないように、2014 年導入までにしっかりと制度設計をしていただきたいと思います。